

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

吹田市

## 2 構造改革特別区域の名称

美のまち すいた IT 活性化特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

吹田市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本市は、平成12年（2000年）に市制施行60周年を迎え、平成13年（2001年）には特例市に移行した。計画的に整備された千里ニュータウン地域、歴史や伝統、古い町並みをもつ旧市街地、そして商業・業務機能が集まる江坂地域など、商業地と住宅、そして緑が美しく調和した人口約35万人の都市である。

京都と大阪の間に位置して独自の風土と文化を育んできた歴史の上に、高度成長期の千里ニュータウン建設、吹田市の名を広く知らしめた昭和45年（1970年）の日本万国博覧会の開催などを経て、多くの文化施設や大学、病院など学術研究機関が集積し、学術文化研究都市として発展を続けている。

さらに、平成18年度（2006年度）からスタートする第3次総合計画における本市の将来像を「人が輝き、感動あふれる美しい都市（まち）すいた」と定め、21世紀の吹田のまちを、さまざまな人が出会い交流し、そこに子どもたちの笑顔、若者たちの躍動感、働く人のエネルギー、高齢者や障害者の生きがいなどがあふれ、感動あるまち、美しいまちとして実現させることをめざしている。

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しているなど、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地する上で有利な条件を備えている。このため、本市の産業は、大阪の副都心として大きな発展を遂げ、中でもIT関連産業においては、平成8年度（1996年度）から平成13年度（2001年度）にかけて4倍以上の企業数に増大している（事業所・企業統計調査による）。

情報通信関連産業、ソフトウェア産業、デザイン産業など産業支援型サービス業は、商工業における情報提供の充実、人材育成、企業支援や高付加価値化を推進する点や、また、市内商工業の発展、育成に対して支援的な機能を有することから、現在において非常に重要なものとなっている。一方、環境面においても、これらの業種は、従来型の製造工場等と比較すると環境負荷が少ないことなどから、職、住、遊、学がそろい、バランスのとれた魅力的かつ総合的な創造力のある都市をめざす本市においても、更に振興を図ることが必要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市においては、大阪市の隣という地理的特性から、近年、IT 関連企業の進出が多くなされつつあり、優秀なIT人材がその能力を十二分に発揮できる環境が整ってきている。また、人材を確保しようとする企業としては、遠隔地の技術者を雇用し勤務させるよりも、地元採用することで人件費等のコスト的メリットが見込まれることから、幅広く活躍できるIT人材が吹田市内で多く求められている。

今後の地元のIT産業を担う人材の必要性が大いに見込まれることから、そのIT人材の入門というべき初級システムアドミニストレータ及び基本情報処理技術者の資格取得が効率的に行われ、構造改革特別区域計画を策定し実行することは、本市におけるIT産業の活性化と地域経済の活性化に繋がるものであり、雇用情勢の改善にも大きく寄与するという意義がある。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通知識を免除するものである。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性と同時に初級システムアドミニストレータ試験並びに基本情報処理技術者試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にし、これは初級システムアドミニストレータ、基本情報処理技術者のより効果的な育成を図ることができる。

また、本計画が実施され受験者が増えるということは、街に大志を抱き向学心のある若者が集まり、地域の活性化にも繋がり、同時に近年著しい発展を続けている本市のIT産業への優秀な人材を地元から供給でき、地域経済の活性化にも繋がるものと考えられる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当該講座を修了し、前述の試験を合格した者が地域に多数輩出されれば、本市には多くの情報通信関連企業、ソフトウェア企業等があり、本資格取得者の能力が十二分に発揮できる環境が整っているため、就職者にとっては、地域で学んで地域に勤め、また企業にとっては、地元の有能な若者を効率よく雇用することにより、コスト面の抑制などができ、更に企業活動の伸びも見込まれるなど、最適なバランスで人材・能力の需要と供給が可能である。

また、このベストバランスな就職・雇用のサイクルが根付き始めれば、当該地域の産業発展にも大きく寄与し、経済的効果も期待できるものと考えられる。

これらの現象に加え、本資格取得により就職した者の中には、更に自己研鑽を重ね、上級のIT関連資格を取得し、今後のIT産業を担う後進の指導に就き、また一方、

この施策には、ひいては国外においてもそのITスキルを証明させることができる効果が期待でき、まさに国際的に通用し得るIT人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは本市の情報産業活性化のみに止まらず、国際化社会における日本経済の発展にも大きく寄与することが期待できるものである。

## 8 特定事業の名称

- ・ 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1131 (1143)

- ・ 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 地区公民館事業における情報化関係講座（パソコン講座）

#### 1 事業目的

昨今の情報化社会において、誰もが手軽にインターネットやメール等を扱え、またワードやエクセル等の基礎を修得し快適なITライフを過ごせるようパソコン技術のより広く普及を図る。

#### 2 事業内容（平成16年度実績）

市内の29地区公民館において、専門講師による講座を開催。

（のべ337回講座開催、のべ4,288名が受講）

※ 平成17年度も継続中

### (2) 吹田市新商工振興ビジョン（現在策定中）

※ 計画期間は平成18年度から平成27年度

\* 商工業における新たな展開

- ・ 産業支援型サービスの集積促進

このビジョンは、商工業振興を、地域の活性化を図る「まちづくり」の一環としてとらえ、市民、商工業者、行政が協力して取り組んでいく本市商工業のめざすべき方向を示したものである。

近年、経済のグローバル化や景気低迷の長期化の影響など、わが国の産業は極めて厳しい環境に置かれており、市内においても、事業所の閉鎖や移転など、雇用や所得などの面で市民生活に大きく影響を及ぼしている。

その結果、自治体収入も減少し、本市の財政にも大きな影響が生じている。

一方、高齢化や少子化及び核家族化の進行など人口構造に起因する変化に

加えて、人々の価値観の多様化に伴うさまざまな生活ニーズに対応した、きめ細かいサービスの提供が求められるようになってきた。

また、インターネットの活用などによる事業展開も顕在化し、ビジネスモデルも変化してきた。

これらの社会経済環境の変化を踏まえながら、市民の生活ニーズに対応した多様なサービスが提供できる産業システムを創造することが、商工業の新たな振興を図り、活力あるまちづくりを推進するうえで重要な要素である。

また、地方分権型社会への移行が進んでいる今日、市民、事業者、行政が協働で社会の変化に対応できるまちづくりを進めていく必要がある。

こうした認識のもと、今後の本市の商工業のめざすべき方向を示すものとして、「吹田市新商工振興ビジョン」を策定するものである。

### (3) 吹田市ビジネスインキュベーター施設支援事業

新規・成長分野において創業間もない中小企業や、新しい事業を今から起こそうとする方々に対し、民間のビルを活用したインキュベーター施設を提供し、創業時の負担を軽減するとともに、入居企業に対しソフト支援を行う。

**1 特定事業の名称**

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を  
免除する講座開設事業

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

認定講座を共同で開設する者として、

**(1) 修了認定に係る試験の提供者**

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7

**(2) 認定講座の運営者**

(ア) ハロー！パソコン教室 江坂駅前校

所在地：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町14-10 丸萬ビル6F

**3 当該規制の特例措置の適用の開始日**

構造改革特別区域計画が認定された日

**4 特定事業の内容****(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画**

一、「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W併用コース)

別添資料1のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

**(2) 修了認定の基準**

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一、民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること。

二、前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(I P A))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(試験事務)を行う場合にあっては、I P A。以下同じ)が同意した上で設定されるものとする。

**(3) 修了認定に係る試験の実施方法**

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一、修了認定に係る試験は、当該の認定講座の終了日以降に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

二、修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定した施設とする。

- 三. 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、経済産業大臣の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を利用する。
- 四. 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。但し、経済産業大臣が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- 五. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しとを併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。

**(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称およびその試験科目**

- 一. 資格名：「CIWアソシエイト」
- 二. 試験科目：「CIWファンデーション」

**5 当該規制の特例措置の内容**

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、これまでに高度な能力を備えたIT人材の育成を図るための教育および諸講座の運営を行ってきた実績がある。

また、今回の講座の修了認定の基準に含まれる民間資格「CIW」は、米国におけるIT人材評価フレームワーク「NWCET」に準拠して開発された資格であり、今や全世界において普及するインターネットの世界標準資格である。また日本国内においては、経済産業省策定の「ITスキル標準」(ITSS)が求めるものとも合致しており、すなわち日本国内外を問わず高い素養を持ったIT人材の輩出に貢献してきた民間資格試験である。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および初級システムアドミニストレータ試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、これはシステムアドミニストレータのより効果的な育成へと繋がるものである。併せて、国外においてもそのITスキルを証明させることができる効果を踏まえれば、まさに国際的に通用し得るIT人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは情報産業活性化

などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。

## 1 特定事業の名称

1132(1144) 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座  
開設事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

認定講座を共同で開設する者として、

### (1) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7

### (2) 認定講座の運営者

(ア) ハロー！パソコン教室 江坂駅前校

所在地：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町14-10 丸萬ビル6F

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

## 4 特定事業の内容

### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

一. 「基本情報処理技術者試験対策講座」(C I W併用コース)

別添資料2のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

### (2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一. 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること。

二. 前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(I P A))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(試験事務)を行う場合にあっては、I P A。以下同じ)が同意した上で設定されるものとする。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一. 修了認定に係る試験は、当該の認定講座の終了日以降に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

二. 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定した施設とする。

- 三. 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、経済産業大臣の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を利用する。
- 四. 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。但し、経済産業大臣が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- 五. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しとを併せて、経済産業大臣に通知するものとする。

#### (4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称およびその試験科目

- 一. 資格名：「CIWアソシエイト」
- 二. 試験科目：「CIWファンデーション」

### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、これまでに高度な能力を備えたIT人材の育成を図るための教育および諸講座の運営を行ってきた実績がある。

また、今回の講座の修了認定の基準に含まれる民間資格「CIW」は、米国におけるIT人材評価フレームワーク「NWCET」に準拠して開発された資格であり、今や全世界において普及するインターネットの世界標準資格である。また日本国内においては、経済産業省策定の「ITスキル標準」(ITSS)が求めるものとも合致しており、すなわち日本国内外を問わず高い素養を持ったIT人材の輩出に貢献してきた民間資格試験である。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および基本情報処理技術者試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、これは基本情報処理技術者のより効果的な育成へと繋がるものである。併せて、国外においてもそのITスキルを証明させることができる効果を踏まえれば、まさに国際的に通用し得るIT人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。